

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）	
要望項目名	生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 <p>社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、検討している生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの具体的な検討内容である居住確保給付金（仮称）の創設、就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し及び「就労自立給付金（仮称）」の創設について、税制上の所要の措置を講じる。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>社会保障制度改革推進法に基づき、重層的セーフティネットの構築に向け、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むため、生活困窮者の自立に向けた新たな支援体系等を図るための検討等を進めており、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>【生活困窮者対策】</p> <p>・ 居住確保給付金（仮称）の創設</p> <p>離職者で住居を失っている又はそのおそれのある者のうち、一定の要件に該当する生活困窮者に対する住宅（賃貸住宅）の確保に係る給付金を支給する。これは、生活保護に至る前の低所得者を対象として、賃貸住宅の家賃を給付することにより、生活保護に至ることなく、自立を促進するための施策であることから非課税措置が必要。</p> <p>【生活保護制度の見直し】</p> <p>① 就労・自立を促進する観点からの基準体系の見直し</p> <p>積極的に就労活動に取り組んでいると認められる受給者に、活動に要する経費等も勘案して手当（定額）を支給する。これは、最低生活を送る生活保護受給者に対して自立のインセンティブを付与するため、保護金品として給付するものであり、非課税措置が必要。</p> <p>② 「就労自立給付金（仮称）」の創設</p> <p>保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことにより保護廃止に至った者に限り、支給する。これは、生活保護脱却直後の者が、金銭面で不安定な状況における生活の維持のために使用するための給付であり、非課税措置が必要。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		25 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	政策の達成目標	・生活困窮者の自立に向けた支援を図り、その自立を促す。 ・生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	現在検討中の生活困窮者対策については、担税能力が低い生活困窮者向けのものであり、その効果が減殺されることがないように、所要の措置を講じる必要がある。また、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う必要がある。
	ページ	25 — 2

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>25 — 3</p>